

## 「大阪城玉造口機械ゲート機器一式 長期借入」の正誤表

誤	正
仕様書 第1章 一般事項 1.8 借入機器の部分支払い等 7行目 なお、端数が生じる場合には、契約の終年度の請求金額に端数を含める。	仕様書 第1章 一般事項 1.8 借入機器の部分支払い等 7行目 なお、端数が生じた場合は、当初年度の契約金額に端数を含める。

上記、内容の誤りに伴い仕様書を訂正しております。

また、契約書に次の特約条項を追加いたします。

### 特約条項

(賃貸借料金の支払) 第34条 第17条第1項及び第3項の規定にかかわらず、この契約については、これを適用しない。 (保守) 第35条 受注者は、発注者が物品(装置)を常に安全かつ完全に使用できるよう仕様書の保守内容に基づき保守を行い、その費用を負担する。ただし、発注者の責に帰すべき事由により修理又は調整の必要が生じたときは、発注者は、別途それに要する費用を負担する。 2 受注者は、保守の実施方法について、あらかじめ発注者の承認を得て、これを実施するものとする。 3 発注者は、物品(装置)の保守管理に必要な電気料金を負担する。
---

なお、仕様書については現在、上記に記載の内容を訂正したものに契約書を添付して公開しております。再度、仕様書をご確認ください。